

関西看護医療大学に対する改善報告書検討結果

＜大 学 評 価 実 施 年 度：2019 年度＞

＜改善報告書検討実施年度：2023 年度＞

関西看護医療大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、5 点の改善課題及び 1 点の是正勧告の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

改善へ向けた取り組みについては「自己点検・評価等委員会」を中心に実施しており、2021 年 3 月の同委員会において、実地調査時の指摘事項について共有するとともに、改善に向けた担当部署を決定した。その後複数回にわたり、同委員会において進捗状況を確認しながら改善の取り組みを進め、2023 年 7 月に内部質保証の方針を見直し、「自己点検・評価等委員会規程」を再整備した。これにより、「自己点検・評価等委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付け、「大学運営会議」や「外部評価委員会」と連関する体制としたものの、依然として「自己点検・評価等委員会」と「大学運営会議」との権限・役割分担が明確であるとはいえない。今回の改善報告書において、改善に向けた取り組みの成果が十分ではない点についても、「自己点検・評価等委員会」を中心とする内部質保証体制において各組織の権限・役割を明確にし、引き続き改善に取り組むことが求められる。

＜是正勧告、改善課題の改善状況＞

提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているとはいえない。

是正勧告については、内部質保証体制を整備し、有効に機能させるよう改善が求められる。

改善課題については、学部における教育課程の編成・実施方針の問題、シラバスの点検方法の問題、単位の実質化の問題、研究科における学位授与方針に示す学習成果の把握の問題に関して、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言に対する改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、以下のとおりである。

1. 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 2 内部質保証
	提言（全文）	「自己点検・評価等委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付けたものの、内部質保証全体の体制を十分に整備しておらず、「自己点

関西看護医療大学

		検・評価等委員会」のマネジメントを含めた権限・役割や内部質保証に係る他の組織との役割分担等が明確に定められていない。また、実態として「大学運営会議」が内部質保証を推進しており、「自己点検・評価等委員会」は機能していないため、内部質保証に関する方針及び手続との大きな齟齬が認められる。各組織の権限・役割を明確にするとともに、それらの連携により内部質保証が機能するよう、体制やシステムを是正されたい。
	検討所見	「関西看護医療大学内部質保証の方針」及び「自己点検・評価等委員会規程」を見直し、「自己点検・評価等委員会」を全学的な内部質保証に責任を負う組織と位置付けた。「自己点検・評価等委員会」が規程に示す審議事項に基づき実行しているかを確認するとともに、各委員会・部署が年度末に点検・評価を行った結果を「自己点検・評価等委員会」に文書にて報告する体制を整えている。また、「自己点検・評価等委員会」が、各委員会・部署から報告を受けた事項を分析し、そこから得た課題を「大学運営会議」「教授会」「研究科委員会」の3組織に報告することで、大学全体の目標に対する現状及び改善点を明確化することとしている。 2023年度にこれらの体制を整え、今後も内部質保証の仕組みについて検討を重ねていくこととしているものの、依然として「自己点検・評価等委員会」と「大学運営会議」との権限・役割分担が明確でなく、内部質保証システムが有効に機能しているとはいえない。内部質保証体制について今後さらに整備を進めるとともに、各委員会が適切な自己点検・評価を行い、その結果に基づく改善・向上に向けて、「自己点検・評価等委員会」が全学的な観点から改善を支援するよう、引き続き改善が求められる。

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学修成果

関西看護医療大学

	提言（全文）	看護学部及び看護学研究科修士課程では、教育課程の編成・実施方針に教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
	検討所見	研究科の新たな教育課程の編成・実施方針は、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を明示しており、改善が認められる。 ただし、学部の教育課程の編成・実施方針は、教育課程の編成に関する基本的な考え方を明示しているものの、依然として実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	シラバスについて、担当事務局が内容や実際の授業との整合性を確認しているものの、成績評価の指標や授業計画の記載に不備が散見され、学生の主体的な学修を促す観点から見て項目や内容が十分とは言えない。学生の学修に資するシラバスを策定するため、シラバスのあり方や点検の方法を見直すよう、改善が求められる。
	検討所見	学生の学修に資するシラバスを策定するため、「カリキュラム委員会」が主導となり、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づく科目配置を明らかにして、全学的に周知し、2024年度のシラバスの改善に向けて取り組んでいる。なお、シラバスには、学部・研究科のすべての科目において一定の教育水準を担保するよう、成績評価の指標例や授業回数に対する授業内容を含む10項目を記載することとしている。今後は、シラバスのあり方についての改善に生かすとともに、点検方法についても見直すよう、引き続き改善が求められる。
No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育課程・学習成果

関西看護医療大学

	提言（全文）	学士課程では、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しておらず、特に2年次において、3年次以降に履修する看護学実習等の前提条件となる必修科目が多いため、実際に履修登録単位数が多くなっている学生が相当数いる。このほかの措置はなく、単位の実質化が十分に図られているとは認められないため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。
	検討所見	単位の実質化を図るための措置として、各科目が大学設置基準に基づく授業時間数となっているかについて、調査を行った結果、学則で規定する1単位あたりの授業時間数と実態に齟齬が見受けられたため、「本学の授業単位に関する一貫性を図る基準」を提示した。今後は、現行の科目の整理や単位と授業時間を改正したうえで、2024年4月に文部科学省に改正届を提出し、2025年度から実行することとしている。 また、授業に関する予習・復習ができる時間割の作成及び学生の主体的な学修の動機づけを目的として、プレテスト・ポストテストや授業のフィードバックをレポートとして課すなど、学習成果の向上を目指した単位の実質化に関する方針について、2023年11月に明文化することとなっている。 しかしながら、2年次において、1年間に履修登録している単位数が過多となっている学生が依然として多いため、単位の実質化を十分に図るよう引き続き改善が求められる。
No.	種 別	内 容
4	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	学習成果の把握方法として、学部では各科目の成績、PROGテストの結果、卒業判定試験等を用いて把握し、研究科では研究指導を通じて把握としているが、いずれも学位授与方針に示した学習成果との関連が明確でないため、十分に学習成果を把握・評価するよう改善が求められる。

関西看護医療大学

	検討所見	学部では、学位授与方針に示す学習成果とその把握方法の関連について明らかにするため、「カリキュラム委員会」において、「学習成果の評価指針（アセスメント・ポリシー）」の策定を審議している。また、外部アセスメントを通じて、臨地実習における看護専門職者としてのジェネリックスキルを把握する方法を明らかにするべく、各年次での学習成果を「実習評価票」に基づいて客観的に評価・把握できるよう、看護学実習の構造モデルを作成することとしている。しかしながら、これらの取り組みは未だ検討段階にあるため、引き続き改善が求められる。 研究科では、「高度実践者看護職養成コース」「教育者・研究者養成コース」「高度実践者看護職養成コース（助産師国家試験受験資格取得）」のそれぞれについて、ループブック、研究計画書、研究計画書中間発表会、研究、修士論文発表・審査会の5つの方法によって学習成果を把握・評価することとしている。しかしながら、学習成果の把握方法をどのように学位授与方針と対応させるかについては、検討段階にあるため、引き続き改善が求められる。
No.	種 別	内 容
5	基準	基準6 教員・教員組織
	提言（全文）	全ての教員について、「教員選考基準」に基づき、選考を行っているが、同基準には具体的な審査基準は定められておらず、研究科における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格を審査する基準についても定められていない。教員選考における資格審査に関する基準を明確に示すとともに、研究科の教員の資格審査基準を策定するよう改善が求められる。
	検討所見	看護学部において、「看護学部の教員選考に係る資格審査規程」を見直し、「看護学部教員の選考基準」を策定しており、改善が認められる。 また、看護学研究科においても、「看護学研究科

関西看護医療大学

		教員の資格審査規程」を見直すとともに、「看護学研究科教員の資格審査基準」を策定し、教育研究業績の内容と担当科目の講義内容との関係性・適合性について定めており、改善が認められる。
--	--	--

◆ 再度報告を求める事項

なし

以上